

子ども・子育て支援新制度について

1. 子ども・子育て関連3法について

幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成24年8月、「子ども・子育て関連3法」が公布されました。これに基づき、より子どもを生み、育てやすい環境を整備し、子ども・子育てを社会全体で支えていく新しい制度が子ども・子育て支援新制度です。子ども・子育て関連3法は次のとおりです。

① 子ども・子育て支援法

幼稚園、保育所など通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育などへの給付（地域型保育給付）の創設、地域子ども・子育て支援事業の充実・法定化など。

② 認定こども園法の一部を改正する法律

幼保連携型認定こども園について、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設とし、幼稚園と保育所で別々となっている認可・指導監督及び財源措置（施設型給付）を一本化。

③ 関係法律の整備等に関する法律

上記2つの法律の施行に伴い、児童福祉法など55の関係法令について規定を整備。

※ 子ども・子育て支援新制度は、消費税率の引上げによる増収分の一部を恒久財源（社会全体による費用負担）とし、平成27年4月から施行されました。

2. 新制度の主な内容について

① 就学前の子どもに対する教育・保育（幼稚園、保育園、認定こども園）を通じた共通の給付【施設型給付】及び小規模保育等への給付【地域型保育給付】

市が客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとなりました。また、教育・保育などの給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、利用者の選択（1号認定、2号認定、3号認定）に基づく給付を実施します。

施設型保育給付に関しては、国の考えに基づき、市において「栗東市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準条例」を定めました。

（参考）保育の必要性の認定の流れ

- I. 幼児期の教育・保育を受けようとするときは、保護者は市に対し、子どもごとに給付を受ける資格を有すること及び区分についての認定を申請し、その認定を受けなければなりません。
- II. 市は、家庭において必要な保育を受けることが困難である子どもに該当すると認めるときは、子どもに係る保育必要量の認定を行います。
- III. 市は、支給認定を行ったときは、その結果（区分、保育の必要量など）を保護者に通知します。（支給認定証の交付）。

② 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

共働きなどで保育が必要だけでなく、家庭で子育てをしている親子への支援を充実。市が地域の実情に応じて実施する地域子ども・子育て支援事業（13事業）が法定化されました。

このうち、放課後児童クラブ（学童保育）については、対象児童が「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」となり、設備及び運営に関して国において省令で基準が設けられ、これを踏まえ、市においても条例で基準を定めました。（「栗東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」）